



報道関係各位	発信年月日	令和4年2月18日		
担当部課名	担当課長名	担当者職氏名	連絡先電話番号	
福祉部社会福祉課	岩佐 清彦	地域福祉係長 須子 幸一郎	(0836) 82-1174	
件名	非課税世帯等に対する臨時特別給付金の受付を開始します			
内 容				
<p>住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。</p> <p>■非課税世帯</p> <p>令和3年12月10日時点で、世帯全員が住民税均等割が非課税で、住民税が課税されている方の扶養となっていない世帯に対して、10万円を給付します。</p> <p>給付方法はプッシュ型で、市から対象世帯に対して、支給要件確認書を送付します。</p> <p>なお、市で申告状況が確認できない世帯には、申請書を送付します。</p> <ul style="list-style-type: none">○支給要件確認書の発送 令和4年2月22日（予定）○ // 発送件数 7,511件（予定） <p>■家計急変世帯</p> <p>非課税世帯には該当しないが、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯は、臨時特別給付金の申請を行うことができます。</p> <p>※住民税非課税相当とは、世帯全員のそれぞれの年収見込み額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×1.2倍）が住民税均等割非課税水準以下となった場合です。</p> <ul style="list-style-type: none">○申請受付窓口 社会福祉課○申請期限 令和4年9月30日 <p>■問い合わせ先 社会福祉課（TEL 0836-52-7333）</p>				

FAX 発信者：山陽小野田市企画部シティセールス課
電話 (0836) 82-1148 FAX (0836) 83-9336